居住支援法人の指定申請に必要な書類

- ・原則として以下の書類が必要となります。 ・申請書類に不備がある場合は、受付ができません。 ・この書類も併せてご提出ください。

No	申請書類	様式	注意事項など		チェック欄 (行政)
	居住支援法人指定申請書	様式第15号	・押印は不要です。 ・主に活動を予定している市町村は、最大3つまでとしてください。		□ (必須)
1	法第40条第1号に規定する支援業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類イ. 組織及び運営に関する事項ロ. 支援業務の概要に関する事項	様式第15号(別紙)	記入の際は「支援業務の実施に関する計画の記載に		(必須)
	居住支援の実績(10件以上)がわかる もの	任意の様式	・対応時期(年月)、相談者の属性、支援内容、支援の結果がわかるものをご提出ください。 ・相談を受けた際のヒアリングシート等の写しをご提出いただく場合は、氏名等個人情報は黒塗りをしてください。		
2	「定款」及び「登記事項証明書」	原本	・登記事項証明書は発行後3か月以内のものをご提出ください。 ・特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団 法人その他の営利を目的としない法人以外で、住宅確保 要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社については、登記事項証明書の目的で、居住支援事業を行っていることを確認する必要があります。		(必須)
3	申請の日の属する事業年度の前事業 年度における「財産目録」及び「貸借対 照表」	各法人で作成しているもの	申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における「財産目録」が必要です。	□ (必須)	□ (必須)
,	居住支援事業にかかる収支計算書	任意の様式	参考様式はこちらからダウンロードができます。 URL:		
4			https://www.pref.osaka.lg.jp/o130160/jumachi/youhairyo_chintai/kyojyusien.html	(必須)	(必須)
5	役員の氏名及び略歴を記載した書類	任意の様式	最終学歴から現職までの略歴を記載してください。	(必須)	(必須)
6	現に行っている業務の概要を記載した 書類	任意の様式	(1)パンフレットやホームページの写しなど		□ (必須)
			(2)住宅確保要配慮者向けのチラシ (法人名、連絡先、支援対象、支援内容を明記したもの)	(必須)	□ (必須)
7	その他必要と認める書類	様式第16号	支援業務に関する基準についての誓約書に必要事項をご記入ください。	(必須)	□ (必須)
家	・ 賃債務保証業を行う場合は以下の書類	もご提出ください。			
8	債務保証業務委託認可申請書	務委託認可申請書 様式第24号		□ (該当する 場合)	 (該当する 場合)
9	債務保証業務規程認可申請書			□ (必須)	□ (必須)
10	賃債務保証業者登録規程(平成29 国土交通省告示第898号)による登 を受けた家賃債務保証業者である とを証する書類		(必須)	(必須)	
11	【記載する事項】 ・被保証人の資格 ・保証の範囲 ・保証の金額の合計額の最高限度 ・一被保証人についての保証の金額の最高 た債務保証業務規程 ・保証契約の締結及び変更に関する事項 ・保証料に関する事項その他被保証人のでに関する事項 ・保証情務の弁済に関する事項		・被保証人の資格 ・保証の範囲 ・保証の金額の合計額の最高限度 ・一被保証人についての保証の金額の最高限度 ・保証契約の締結及び変更に関する事項 ・保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件 に関する事項 ・保証債務の弁済に関する事項 ・救済権の行使方法及び償却に関する事項	□ (必須)	□ (必須)

※以下も	忘れ	ずご	記入	ください。
------	----	----	----	-------

<申請者連絡先>	
担当者:	
電話番号:	
メールアドレス:	